

國會を始めとし、府縣會、市町村會、何れも今日、資本家地主の利益のため労働農民の生活を抑壓し、搾取する反動的な一環の支配機構をなしてゐることは何人も認むるところである。

二、一般闘争方針

吾黨は議員を府縣市町村會に送つて單なる社會政策を實行せんがための闘争に終始せんとするものでは斷じてない。吾黨独自の闘争を敢行せんがためである。

これがため吾黨は議員を大衆の先端に押立て常に日常闘争との緊密なる連闘の下に議會闘争を爲さねばならない。斷じて孤立したる議員本位の議會闘争に終始してはならない。従つて議會内の問題を凡て議員に一任して議員に不當の責任を轉嫁して大衆闘争をサボるが如きは其自身が明に議會主義そのものである。

議員は議會内に曝露者として且つ眞實なる無産階級の代表者として闘争するために派遣せられるのであるから、議員はよく地方自治體に現はれたる中央の專制支配を曝露し、大衆を階級利害に憤起せしめ府縣市町村會の徹底的民主化を要求しなければならぬ。

曝露の要點は、一は法律制度の上に現はれたる反動的規定であり、一は個々の具體的政策の上に現はれたる反動性である。従つて議員は常に府縣會の表面、裏面の行動、策動等凡てに對し、鋭き監視を怠つてはならない。

曝露は抽象的であつてはならない。攻撃は散彈であつてはならない。一發敵を到す巨彈でなければならぬ。また巨彈は議會外の大衆との緊密なる連闘の上に立つてのみ果されるのである。

三、闘争方法と組織

大衆政黨の闘争は如何なる場合に於ても大衆的行動の上になさなければならぬ。從來無産政黨の議員の行動に對する失望は、大衆の失望の大きかつただけ大であつた。

それは個人の闘争が無力であつたからばかりではなく、議會外の大衆との連對を缺き、充分なる闘争を敢行することが出来

なかつたからである。議員は大衆との連對を放棄せしめるに如何なる組織を持たねばならないか？

議員は議會外の大衆と緊密なる連闘を爲すに、支部聯合會、支部の全體的行動となるやう黨の他の諸機關及友誼團體との緊密なる連絡をとり左の如き方法に依り闘争をなすこと。

(イ) 曝露資料の蒐集、比較、整理、研究をなすこと
(ロ) 提出議案を豫め審議し決定をなすこと

(ハ) 會議の公開を要求し、黨員、黨外未組織大衆を傍聴席に動員し、吾黨議員を激勵し、反動議員を震懾せしめること
(ニ) 吾黨議員の行動を監視批判し、之が統制をとること

(ホ) 議會前に於て大衆に對し議會に於て何を爲さんとするかを訴へ、議會直後も演說會其他により報告をなすこと
但し黨員が議席を有せざる地方に於ては、(イ)(ロ)(ホ)等の大衆闘争を果敢に戦はなければならない。

四、黨面の闘争目標

A、制度

- 1、労働者、農民、無産市民抑壓の縣府縣會の徹底的改廢
- 2 警察機密費の削減並に豫備費の警察費用絕對反對
- 3、議員、官吏の收賄、賄賂、演説、職權濫用の摘發撲滅

B、財政

- 1、大衆課税の廢止と資本家税の新設果進重課
- イ、左記各税の廢止
 - 特別地稅、家屋稅、小商工業者の營業稅、戸數割
 - 左記各税の廢止